

学校災害対応マニュアル (改訂版)

平成24年5月
(令和7年3月一部改訂)

群馬県教育委員会事務局

「学校災害対応マニュアル」改訂の概要

1 改訂に至る背景

- (1) これまでの地震は、教育活動中に発生したものはわずかであり、大きな被害はなかった。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、長期的な防災教育や実践的な訓練の成果により、多くの児童生徒等の生命が救われた一方で、津波災害時の避難行動の在り方等の課題が指摘された。また、本県においても、停電時の対応や児童生徒等の待機・引渡し等の課題が見出された。
- (2) 文部科学省は、有識者会議の意見や被災した学校の調査等に基づいて、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を平成24年3月に示した。また、群馬県教育委員会では、東日本大震災後の平成23年6月に県内のすべての学校（園）に対して「東日本大震災にかかる各学校園での取組調査」を実施した。
- これらを踏まえ、平成21年2月に作成した「学校災害対応マニュアル」を改訂することとした。

2 改訂版の位置付け

本マニュアルは、地震災害を想定した災害対応マニュアルの作成例であり、各市町村、各学校が、地域の特性や学校の実情に応じたマニュアルを作成する際に、活用するために作成したものである。

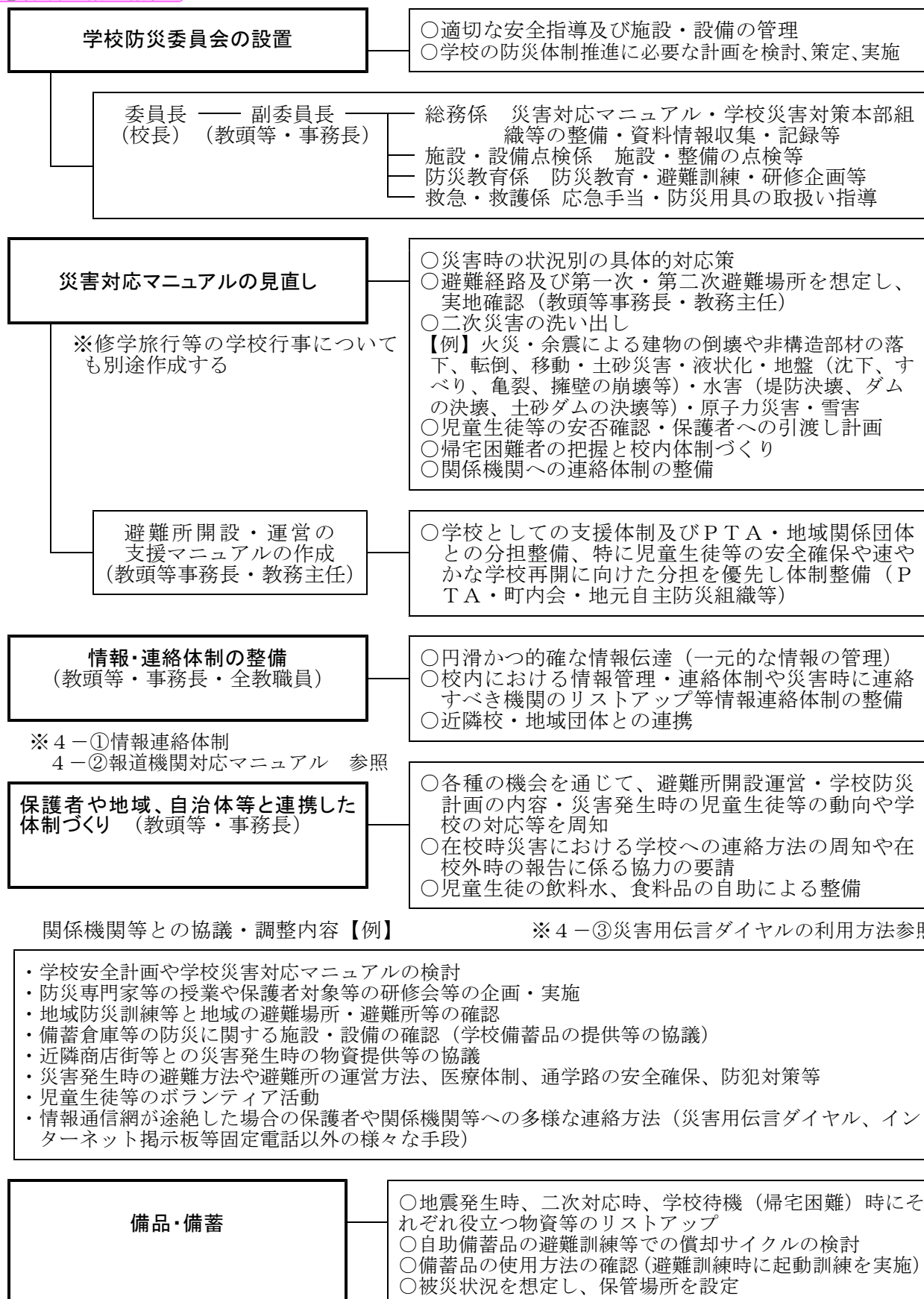
主な改訂のポイントは、以下の通りである。

3 改訂のポイント

- (1) 帰宅困難者が発生した場合の対応を想定
- ・災害発生時に、通学経路上の安全確保や保護者送迎が困難な場合や、公共交通機関の混乱等により一時的な帰宅困難者が発生した場合に、必要な対応や支援について加えた。
 - ・帰宅困難者が一時的に学校で過ごすための備蓄品について、自助と公助に分けて整備、管理することについて加えた。
- (2) 市町村等との連携と学校の役割について記載
- ・在校生と、市町村の避難者への対応について、各校の特性を踏まえ事前に市町村担当者と打ち合わせを行うことについて加えた。
 - ・各校や各市町村の備蓄品の内容についてや、使用にあたっての取り決め等の確認を加えた。

1 事前の危機管理（備える）

①体制整備と備蓄



②点検

学校施設、設備、避難経路、避難場所等の点検・整備
(教頭等・事務長・技師・保健主事)

- 石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所等及び校地内の施設・設備全般の点検実施
(定期・臨時・日常点検)
- 消防法に基づく点検・整備
- 学校保健安全法施行規則 28・29 条に基づく点検・整備

非構造部材点検項目【例】

- ・天井 天井材（仕上げボード）に破損等の異状は見あたらないか
- ・照明器具 照明器具に変形、腐食等の異状は見あたらないか
- ・窓ガラス 窓ガラスにひび割れ等の異状は見あたらないか
- ・外壁（外装材） 開閉可能な窓のクレセントはかかっているか
外壁にひび割れ等の異状は見あたらないか
- ・収納棚など 書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか

文部科学省『学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック』参照

避難経路・避難場所の点検【例】

- ・分かりやすい案内板や表示があるか
- ・避難経路に障害物がないか
- ・災害種、状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか
- ・児童生徒等の特性や発達段階を踏まえているか
- ・地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか
- ・近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- ・実地見分を行って確認されているか（通学路や修学旅行等の校外活動場所含む）
- ・学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか

※耐震状況等の点検結果について、情報を教職員間で共有しておく

防災上必要な用品等の点検・整備
(教頭等・事務長・教務・管理主任)

- 保管場所の把握（帰宅困難者対策備品を含む）
- 重要書類等を適切に保管
校長印・学校沿革誌・卒業証明書台帳・指導要録・人事関係書類等

③指導

防災教育の実施
(教頭等・全教職員)

- 「自分の身は自分で守る」ために必要な知識・技能・態度の習得に主眼を置いた、教科等の時間を含めた指導
- 児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の実施
- 地域の実情に応じた多様な状況を想定した避難訓練の実施
- 家庭・地域とともに考える防災教育の実施

避難訓練【例】

- ・緊急地震速報に対応する訓練
- ・地震動を感知し、身の安全を守る訓練
- ・地震動終息後、より安全な場所へ移動する訓練
- ・保護者への引渡し訓練
- ・帰宅困難者対策用備蓄品（発電機等）の活用訓練

※ハザードマップ等の活用

④その他

教職員研修等

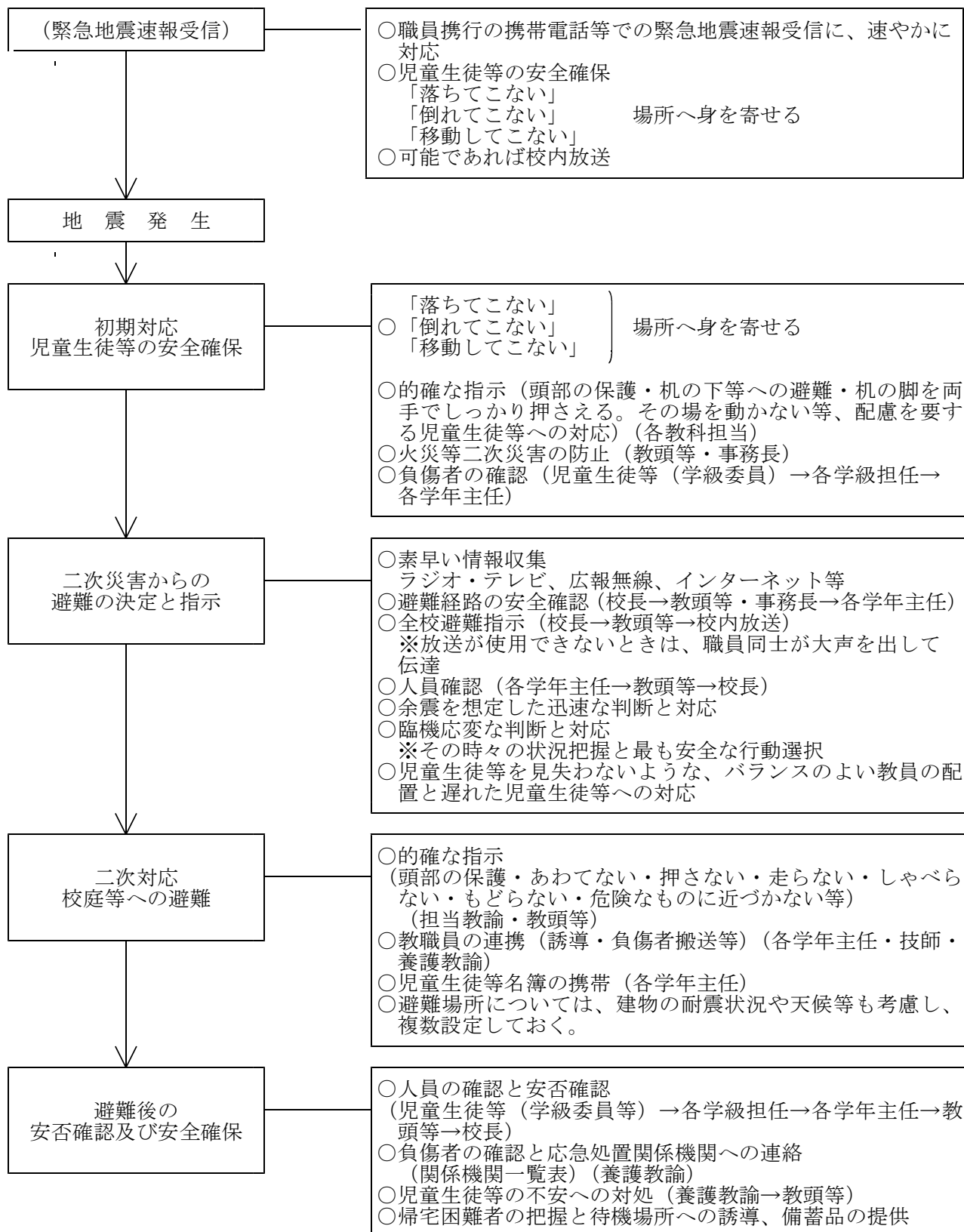
- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理に対応した校内研修
- 教職員研修用資料DVD「子ども（生徒）を事件・事故災害から守るためにできることは」（文部科学省）等の活用
- 地域や関係機関・団体の人材等の活用

研修内容【例】

- ・マニュアルに基づく、地震、火災などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・教職員及び児童生徒等の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒等の引き渡し等の方法
- ・児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・心のケア
- ・避難訓練時等の備蓄品活用手順等の確認

2 発生時の危機管理（命を守る）

1 基本的な対応



① 校内

地震発生時における対応 授業中（普通教室）

予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
○天井や壁等が割れたり、落ちたりする。 本棚・ロッカー等が転倒する。 蛍光灯・時計等が落下したり、時にはテレビも2～3 m 飛んだりする。 ○児童生徒等が不安や恐怖で泣き叫び、教師の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなくなったり、失禁したりする。自分勝手に行動し始め、パニック状態になる。 ○教師自身が負傷し、動けなくなる。	【ゆれている時】 ○「机の下に潜れ！」 「机の脚を持って！」 「大丈夫。先生もここにいる。」 ○「外へ飛び出すな！」 ※脱出口を1箇所以上確保する。 【避難する時】 ○「ケガ人はいないか。」 ※負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。 ○「座布団や本などで頭を守れ！」 ○「あわてないで、避難しろ！」 ※児童生徒等に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。（隣のクラスと連携し、先頭・最後尾に教師がつくようにする。） ※出席簿・地区別名簿等の必要なものを携行し、人数を確認する。	【ゆれてる時】 ○机の下に潜って、机の脚をしっかり持つ。 ○身を隠すところがない場合は、座布団や身近にあるカバン・本等で頭を覆い、出来るだけ低い姿勢をとる。 【避難する時】 ○教員の指示に従い、「お」「は」「し」を守る。 ※「お」（おさない） 「は」（はしらない） 「し」（しゃべらない） ○座布団等で頭を覆い、上履きのまま、避難所（校庭）へ行く。 ○煙が発生している場合は、ハンカチ等で鼻・口を覆い避難する。 ○クラスごとに整列する。 ○勝手に家に帰らない。 ○担任が不在の場合は、近くの教師の指示に従う。

地震発生時における対応 授業中（理科室・家庭科室）・給食時

	予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
理 科 室 ・ 家 庭 科 室	○教室の例に準じる。 ○薬品棚が転倒し、薬品が散乱する。 ○薬品がこぼれる。 ○アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火する。 ○火傷等をする危険性がある。 ○ミシン類の落下による負傷やアイロン・熱湯等による火傷をする。	※ゆれている時は、教室の例に準じるが、机の下に潜れない場合は、次のように対応する。 ○「その場にしゃがめ！」 ○「頭を守れ！」 ○「こぼれた薬品に近づくな！」 ○「ゆれがおさまってから、火を消せ！」 ※消火は、児童生徒等の安全を最優先に指示する。 ※動けない場合は、ゆれがおさまってから火を消し、ガスや電気の元栓を必ず閉める。 ※避難も教室の例と同様とする。 ※避難の際は、薬品やガラス器具の破片等に注意させる。	○教室の例に準じる。 ○教科書やノート等で頭を守る。 ○薬品によるケガや火事の危険のない場所に身を寄せる。 ○動けない場合は、ゆれがおさまってから火を消し、ガスの栓を閉め、アイロン等のコンセントを抜く。
給 食 時	○給食時には食器の落下、おかずの入っている食缶が倒れ、熱い食べ物類が飛び散る。 ○ランチルームでは多人数のため、パニック状態になる。	○給食室においては、ゆれがおさまってから、火元の始末をする。 ○他学年にわたる等、通常より多人数になるため、特に明確に指示する。	○机の下へ潜り、火傷をしないように気を付ける。 ○配膳準備時に廊下・手洗い場にいる場合は、休憩時の廊下に準じる。

地震発生時における対応 授業中（図書館等）

	予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
図書館	○図書室では、本棚・ロッカー類が相次いで倒れる。 ○本が次々と落ちてくる。	○「真ん中に行け！」 ○「しゃがめ！」 ○「本で頭を守れ！」	○近くにある本を持って、部屋の中央に行き、できるかぎり頭を保護してしゃがむ。
視聴覚室	○視聴覚室では、テレビ・パソコン等が落下する。 ○暗幕を引いている場合、パニック状態を引落ししやすい。	○教室の例に準じる。 ○避難の際は、必ず上履きをはかせる。 ※明かりをつける際は、断線による発火に注意する。	○教室の例に準じる。
音楽室	○グランドピアノが数メートル動いたり、脚が折れる。 ○スピーカー・オーディオ設備・楽器等が落下する。	○「頭を守れ！」	○落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる。
図工室	○図工室では、電動のこぎりやカナヅチ等が落下する。	○教室の例に準じる。 ○電気器具類を使用中は、特にケガに注意する。	○教室の例に準じる。
保健室	○保健室では、薬品棚の転倒・破損ガラスが散乱する。 ○冷蔵庫・ストーブ・測定器具等が転倒する。	○教室の例に準じる。 ○火災発生時には、初期消火として毛布等をかぶせる。	○体調不良等で休んでいる場合は、すぐにベッドの下に潜る。
コンピュータ室	○モニター・パソコン本体等が落下する。 ○暗幕を引いている場合、パニック状態を引落ししやすい。	○教室の例に準じる。 ○避難の際は、必ず靴をはかせる。 ※明かりをつける際は、断線による発火に注意する。	○教室の例に準じる。

地震発生時における対応 授業中（体育館・校庭・プール）

	予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
体育館	○体育館では、破損ガラスが飛散する。 ○照明器具・天井固定器具類が落下する。	※体育の授業の時は、次のとおり対応する。 ○「真ん中へ行け！」 ○「しゃがめ！」 ○「頭の上に手を置け！」 ※全校集会等で多くの児童 生徒等が集まっている場合は、次のとおり対応する。 ○「その場にしゃがめ！」 ○「頭の上に手を置け！」 ※避難するときは、明確に指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。	○体育館の中央に行き、手で頭を保護して、しゃがむ。 ○勝手に体育館の外に飛び出さない。 ○避難するときは、頭を守り体育館シューズのまま外に出る。 ○教員の指示に従い、「お」・「は」・「し」を守る。 ※「お」（おさない） 「は」（はしらない） 「し」（しゃべらない）
校庭	○校庭に亀裂が入り、陥没する。 ○建物の付近では、ガラスが飛散する。 ○バックネット・サッカーゴールの倒壊・すべり台・ブランコ等の遊具が倒れる。 ○銅像が倒れる。	※落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。 ○「真ん中へ行け！」 ○「しゃがめ！」 ○「頭を守れ！」	○教員の指示に従う。 ○ゆれが激しい場合は、這ってでも、転がってでも、建物から離れる。 ○伏せた状態で頭を手や衣類等で守る。 ○勝手に校外に出たり、教室に入ったりしない。
プール	○プールの水面が波立ち、ところどころで亀裂が入る。	○水泳時は水からあげ、衣類を持たせ、履物をはかせ、避難させる。	○ゆれがおさまりしだい、避難場所へ移動する。

地震発生時における対応（休憩時）

	予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
教室	○授業中の教室の例に準じる。 ○自由時間のため、自分勝手な行動による混乱が一層起こりやすい。 ○教師が近くにいないため、不安や恐怖をより強く感じ、奇声を発したり、泣き叫んで走り出したり、勝手に帰宅する児童生徒等も出てくる。	○校内放送等で安全な避難場所及び避難方法を明確に指示する。 ○教員はできるだけ早く所定の教室に直行し、校舎内の児童生徒等を把握する。 ○他学年・他学級の児童生徒等は、避難場所において、学級担任・担当者に引き渡す。	○授業中の教室の例に準じる。 ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。
廊下	○廊下や昇降口等では、ロッカー・戸棚類・下駄箱等の倒壊や掲示板・額縁・ガラスの破片等が落下する。 ○戸や扉の開閉が困難になる。 ○防火扉が閉まってしまい避難が困難になる。	○教員はできるだけ早く所定の教室に直行し、校舎内の児童生徒等を把握する。 ○被害状況をみた上で、別の避難経路を指示する。	○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○カバンや本で頭を守り、廊下の中央でしゃがむ。余裕があれば、近くの教室の机の下に潜りこむ。
階段	○破損ガラス・天井・壁・蛍光灯が落下する。 ○傾斜があるので、転落する可能性がある。	○授業中の教室の例に準じる。	○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○転落しないようにその場に伏せて、頭を守る。
トイレ	○戸や扉の開閉が困難になる。 ○天井・壁・蛍光灯等が落下する。	○授業中の教室の例に準じる。 ○トイレ内に児童生徒等がいなか確認する。	○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○トイレを使用中は、急いで戸を開けて、落下物に注意してじっと動かずにいる。
校庭	○授業中の校庭の例に準じる。	○校内放送か担当教師が校庭に出て、中央に集める。 ○状況に応じて安全な場所に避難させる。 ○クラスに戻す。	○授業中の校庭の例に準じる。 ○校内放送、その他の通報を静かによく聞き、指示に従って行動する。

地震発生時における対応（盲・聾学校）

予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
○突然大きくゆれる。	○落ち着いて行動するよう呼びかけ（手話等含）、児童生徒等を安心させる。 ○教室では、児童生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。 ○体育館・校舎では、頭・首を両手で保護し、壁・建物等から離れ、中央部に避難し、しゃがむよう指示する。 ○棚・ロッカーから離れるよう指示する。 ○勝手な行動をしないよう指示する。	※盲学校では、周囲の状況が平常時とどのように変化したのか、簡潔に説明しながら具体的な行動を指示する。 聾学校では、教員と児童生徒等ができるだけ近くに集まり、ゆれが終息した状況を簡潔に伝え、教員の指示どおりに行動することを指示する。 ○机の下に入り、机の脚をつかむ。窓と反対側に向く。 ○教室の外に出ていかない。 ○頭・首を両手で保護して壁や校舎等から離れて、中央部に避難ししゃがむ。 ○棚・ロッカーから離れ、机・テーブルがあればその下に入る。 ○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。 ○校舎の外にいる児童生徒等は、校庭の中央部に集まり、指示を待つ。
○大ゆれが終息する。	○人身を確認し、手分けして残留している児童生徒等がいらないか確認し、安全な場所に誘導し、落ち着かせる。 ○負傷者の手当てをする。 ○教職員は、分担に従って、所定の部署につき、業務に従事する。 ○出火発見の場合、大声で周知する。	※盲学校では、児童生徒等が前の者に掴まる等、はぐれないようにする。 いざという時に適切な行動ができるよう日頃から訓練しておく。
○余震が起こる。	○児童生徒等を校庭に避難・集合させる。 ※雨天・降雪・強風の場合は、別途行動を考える。	
○火災発生・余震による倒壊	○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施 ○一斉伝達・誘導・集合・移動開始	※聾学校では、児童生徒等が光り等の警報の合図で速やかに行動できるようにする。 いざという時に適切な行動ができるよう日頃から訓練しておく。
○学校宿泊	○保護者への連絡と教職員・児童生徒等の寝食準備	

地震発生時における対応（知的特別支援学校）

予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
○突然大きくゆれる。	○落ち着いて行動するよう呼びかけ、児童生徒等を安心させる。 ○教室では、児童生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。 ○体育館・校舎では、頭・首を両手で保護し、壁・建物等から離れ、中央部に避難し、しゃがむよう指示する。 ○棚・ロッカーから離れるよう指示する。 ○勝手な行動をしないよう指示する。	○机の下に入り、机の脚をつかむ。窓と反対側に向く。 ○教室の外に出ていかない。 ○頭・首を両手で保護して壁や校舎等から離れて、中央部に避難ししゃがむ。 ○棚・ロッカーから離れ、机・テーブルがあればその下に入る。 ○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。 ○校舎の外にいる児童生徒等は、校庭の中央部に集まり、指示を待つ。
○大ゆれが終息する。	○人身を確認し、手分けして残留している児童生徒等がいらないか確認し、安全な場所に誘導し、落ち着かせる。 ○負傷者の手当てをする。 ○教職員は、分担に従って所定の部署につき、業務に従事する。 ○出火発見の場合、大声で周知する。	※パニックを起こしやすい児童生徒等は、まずは座らせること。落ち着かせることが大切である。
○余震が起こる。	○児童生徒等を校庭に避難・集合させる。 ※雨天・降雪・強風の場合は、別途行動を考える	安全な場所まで移動するまでは、教員が児童生徒等の手を握り、一緒に歩くようにする。 いざという時に迷わないよう日頃から訓練しておく。
○火災発生・余震による倒壊	○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施 ○一斉伝達・誘導・集合・移動開始	
○学校宿泊	○保護者への連絡と教職員・児童生徒等の寝食準備	

地震発生時における対応（肢体・病弱特別支援学校）

予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
○突然大きくゆれる。	○落ち着いて行動するよう呼びかけ、児童生徒等を安心させる。 ○教室では、児童生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。 ○体育館・校舎では、頭・首を両手で保護し、壁・建物等から離れ、中央部に避難し、しゃがむよう指示する。 ○棚・ロッカーから離れるよう指示し、ガラス等に注意すること。 ○勝手な行動をしないよう指示する。 ○全く体を動かさない、また反応をうまく示せない（車イス含む）児童生徒等の身体を安全を確保しながら、声かけに努め、安心させる。	○自力で移動可能な児童生徒等も教室の外に出ない。 ○車いすを使用している児童生徒等のうち、上肢を動かせる者は、頭部等の保護をする。 ○自力で移動可能な児童生徒等は、壁や校舎等から離れ、中央部に避難し、しゃがむ。 ○校舎の外にいる自力で移動可能な児童生徒等は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。 ○エレベーターの使用を中止する。 ○他の児童生徒等と同一行動をとる。
○大ゆれが終息する。	○人身を確認し、手分けして残留している児童生徒等がいらないか確認し、安全な場所に誘導し、落ち着かせる。 ○負傷者の手当てをする。 ○教職員は、分担に従って所定の部署につき、業務に従事する。 ○出火発見の場合、大声で周知する。 ○車いす用避難経路・エレベーター等を確認する。 ○重篤なけいれん発作、呼吸困難を起こした児童生徒等に学校生活管理指導表等に基づき、応急措置を行い、必要に応じ救急車の出動を要請する。	※病院（病棟）、施設との連絡体制を整え、日頃から連携を図る。 - 児童生徒等を移動させる際は、ストレッチャー・車いす・教職員が背負う等、一人一人に合った対応をとる。 - 移動の際は酸素マスク・チューブ等の状態を常に点検し、慎重に移動させる。 - 児童生徒等の健康観察を常に行い、様態の急変に気をつける。
○余震が起こる。	○児童生徒等を校庭に避難・集合させる。 ※雨天・降雪・強風の場合は、別途行動を考える	いざという時に迷わないように日頃から訓練しておく。
○火災発生・余震による倒壊	○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施 ○一斉伝達・誘導・集合・移動開始	
○学校宿泊	○保護者への連絡と教職員・児童生徒等の寝食準備 ○排泄管理・防寒対策の実施	

② 校外

基本的な対応

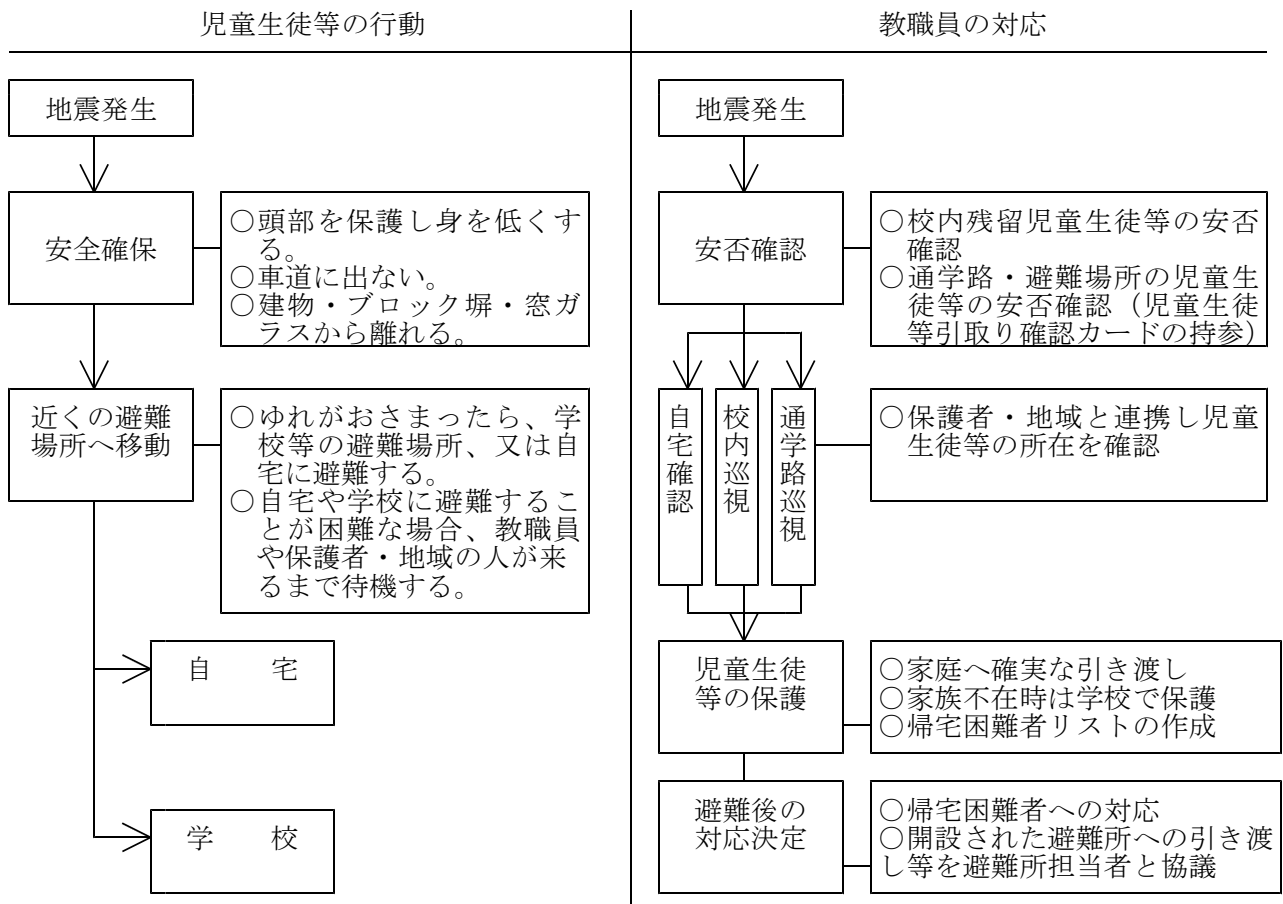


地震発生時における対応 校外活動時（遠足・社会科見学等）

予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
○車両の脱線・転覆、高速道路の崩壊、建物の外壁・かわら・ネオンサイン等の落下、看板・ブロック塀等の倒壊、ガラスの破片の飛散、電線の垂下がり、歩道橋の落下、ガソリンスタンド・自動車の爆発等による危険が起こる。 ○海岸では、津波・河川の堤防の決壊、低地では浸水による水害、埋め立て地では液状化による建物の崩壊、山間部の崖崩れ等が起こる。 ○地理不案内による不安やデマ等に惑わされたりして、心理的な動揺を起こしやすい。 ○旅館の内外は、校舎内外と同様に落下物や倒壊物等による危険がある。 ○火気使用中は、火災発生のおそれがある。 ○夜間の睡眠中、あるいは停電時には、居所不慣れによる混乱が起こりやすい。 ○児童生徒等にとって、不慣れた土地であるので、不安や恐怖が強く心理的動揺をきたし、混乱が起こりやすい。特に夜間においては、一層不安や恐怖心が高まる。 ○津波が発生する恐れがある。	○屋内・野外にいた場合は、危険物から遠ざけて集合させる。 ○人員の確認・把握を行い、引率責任者との連携を十分に行う。 ○交通機関利用時間は、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。また、列車・バス等の乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。 ※事前に遠足先の状況や避難所の確認をしておくことが大切である。 ※放送・メガホン等を使用しあるいは各室へ通報し、避難の方法を明確に指示する。 【ゆれている時】 ○「外に出るな！」 ○「ベッドの下に潜れ！」 ○又は「布団の中に入れ！」 【ゆれがおさまった時】 ○「慌てずに、静かに〇〇〇に避難・集合しなさい！」 ※宿舎において、万一の場合を想定して避難の方法を必ず指導する。 ○津波に対しては、すみやかな対応が必要である。	○教師から離れず、集団で行動する。 ○電車・バス等に乗車中は車掌・運転手・職員等の指示に従う。 ○落下物から身を守る。 ○狭い場所や道路では、落下・倒壊物に注意し、素早く広い場所に出る。 ○倒壊現場・火災現場から離れる。 ○河岸では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。 ○その他の場所においても、その時点からできるだけ速やかに遠ざかる。 ○避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。 ○室内で身の安全を守るための方法を工夫する。 机の下に潜る。 ベッドの下に潜る。 布団で頭部を守る。 ○教員のいないときは、班長の指示で協力して集団で行動する。 ○避難行動は、指導者の指示により行い、自分勝手な行動はとらない。 「お」「は」「し」を守る。 ○避難場所に到着したら、班長は人員を確認して、教員に報告する。 ○屋外に出たら勝手に室内に戻らない。 ○高台に避難する。

③ 登下校時

基本的な対応



※ 状況に応じた対応（児童生徒等の安全の確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるよう事前に協議をする必要がある。

地震発生時における対応（登下校時）

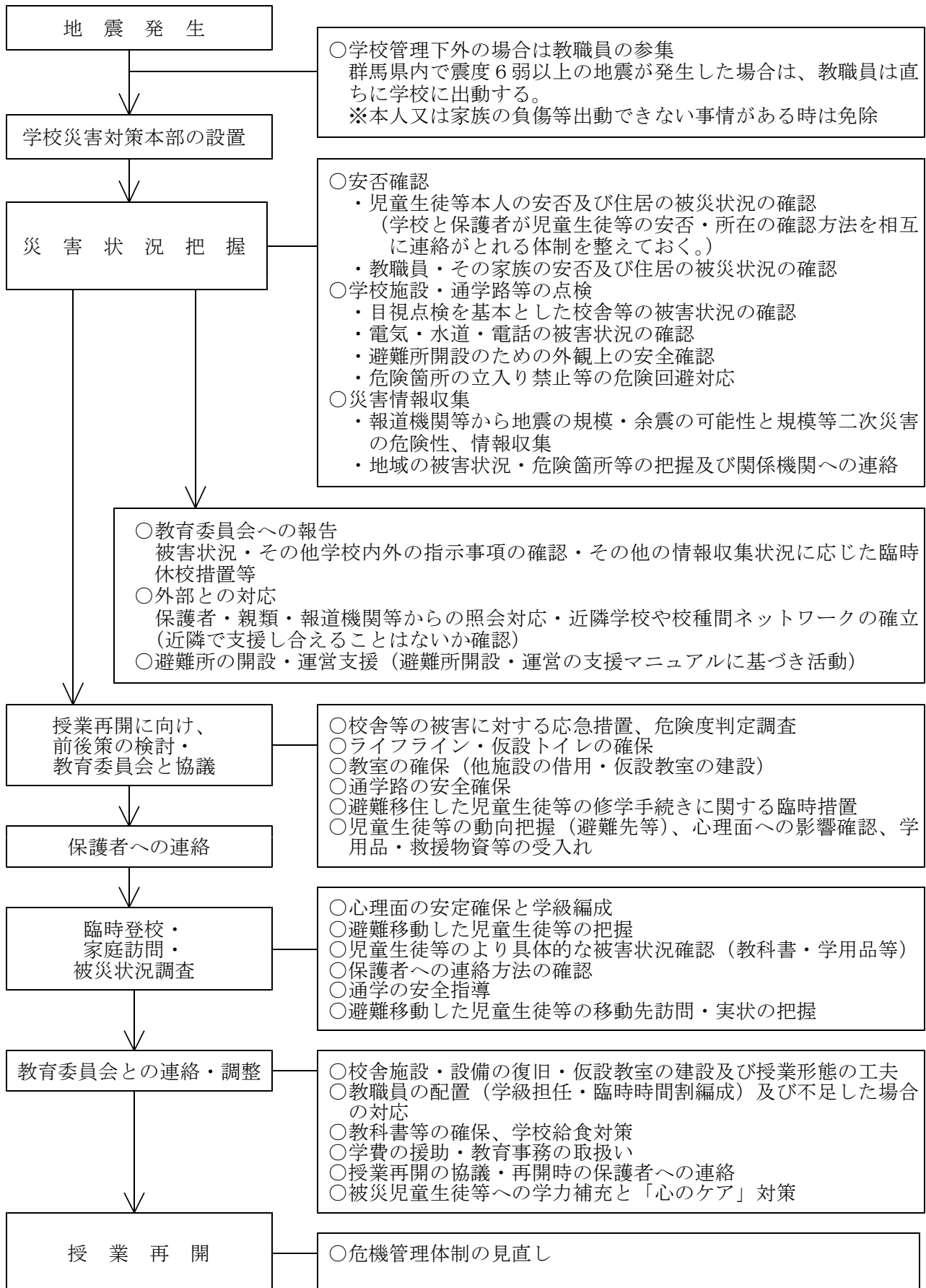
予想される状況	教職員の対応	児童生徒等の対応
○強いゆれのため、立っていることも歩くこともできない。（約1分程度） ○建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態になる。 ○かわら・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ○液状化した場所では、泥水や砂の噴出・埋設物の浮き上がりや建造物の傾斜・道路の陥没が起こる。 ○傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ○海岸部では、大津波が押し寄せる。 ○道路が地割れを起こしたり、都市ガスやプロパンガスが漏れ出す。 ○児童生徒等は、指導者が不在のため、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走る恐れが予想される。 ○火災の発生	○できるだけ速やかに児童生徒等の安否の確認を行い、必要に応じて、家庭と連絡をとる。 ※事前指導 事前に保護者と協力して、通学路を実地調査し、登下校時における危険箇所・避難方法等の対策を立てて指導する。 各家庭の避難所・避難経路・緊急時の連絡先をあらかじめ調べておく。 原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か学校に近い方に向かうように事前に指導する。 震災時における緊急連絡先を決めておく。 交通機関を利用する児童生徒等は、関係機関の職員の指示に従うよう指導しておく。	○ゆれている時は、ランドセル・カバン等で頭を保護してしゃがむ。 ○動くことが可能であれば、狭い路地は避け、樹木の下、繁華街であれば、落下物に注意して、ビル等に速やかに駆け込む。 ○ただし、入口付近に留まる。 ○事前に家族と避難する場所を決めておく。 ○ゆれがおさまったら、状況に応じて、自宅か学校に近い方に向かう。（判断に迷ったら、学校へ向かう。） ○学校と連絡を取り、状況を報告する。 ○ブロック塀から離れる。 ○海岸・川岸・崖下から速やかに離れる。 ○橋の上は危険なため、速やかに離れる。 ○火事が起こっているところから離れる。

スクールバス運行マニュアル

児童生徒が在校中に災害が発生した場合	登下校中に災害が発生した場合
【運行可能な場合】 児童生徒等がパニックを起こさないよう、安全に運行する。	【運行可能な場合】 児童生徒等がパニックを起こさないよう、安全に運行する。 児童生徒等の健康状態を学校に連絡し、児童生徒等を学校に送るか、自宅に帰すか指示を受ける。 運行中は、安全を確認し、学校・警察・消防等の指示を受け走行する。
【運行不可能な場合】 学校対策本部の設置 ↓ 保護者等への連絡 児童生徒等の引渡時間・場所等の決定	【運行不可能な場合】 カーラジオ等で緊急地震速報を受信した際は、後続の車両が情報を聞いていないおそれがあることから、急激にスピードを落とさずハザードランプを点灯し、周りの車両に注意を促した後、緩やかに減速する。 大きなゆれを感じたら、急ハンドル・ブレーキは避け、できるだけ安全な方法で道路状況を確認し、車両を左側等の他の車両の通行の妨げにならない、安全な場所に停止する。 学校への報告・救急車の出動要請 同乗者、又は運転者は、児童生徒等の健康状態を学校に連絡し指示に従う。また、警察・消防等の指示があるときは、その内容や停車位置・車内の状況を学校に報告する。 児童生徒等の体調に異変が生じた場合は、学校と協議の上、救急車の出動を要請する。 ↓ 学校災害対策本部の設置 校長は学校対策本部を設置する。 児童生徒等の出欠を確認し、乗車している児童生徒等を確認する。 スクールバスの停車位置を確認し、付近の避難場所を確認する。 地図に停車位置や避難場所を記録し、スクールバス等が移動した場合は、再度記録し追跡する。 ↓ 保護者等への連絡 保護者等にスクールバスの位置・児童生徒等の引渡時間・場所を連絡する。 保護者等と連絡がとれない者は、学校又は最寄りの避難所に保護する。 ↓ 現場支援 各スクールバス係員は、停車場所へ赴き、物資の差入れ、最寄りの防災機関や医療機関等との交渉を行う。

※ スクールバス運行の緊急事態訓練は、各学期1回程度必ず実施し、常に迅速な対応がとれるよう準備すること。

3 事後の危機管理（立て直す）



学校災害対策本部の設置

設置指針【例】

区 分	設置要件	設置形式	設置形態
非常設置	勤務時間内において、震度 5 弱以上の地震が発生し、被害状況等により、本部長が必要と認めたとき	個別発令	本部長がその都度設置する。 ※勤務時間内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、全教職員が災害対策業務に従事するものとする。
特別設置	震度 6 弱以上の地震が発生したとき	自動発令	

動員職員の区分【例】

区 分	役 割
初期動員	災害発生後、学校に出動し災害対策業務に従事する。
一号動員	学校に到着後、初期動員職員とともに、災害対策業務に従事する。
二号動員	学校に到着後、初期・一号動員職員とともに、災害対策業務に従事する。
三号動員	学校に到着後、初期・一号・二号動員職員とともに、災害対策業務に従事する。

動員職員の指定基準【例】

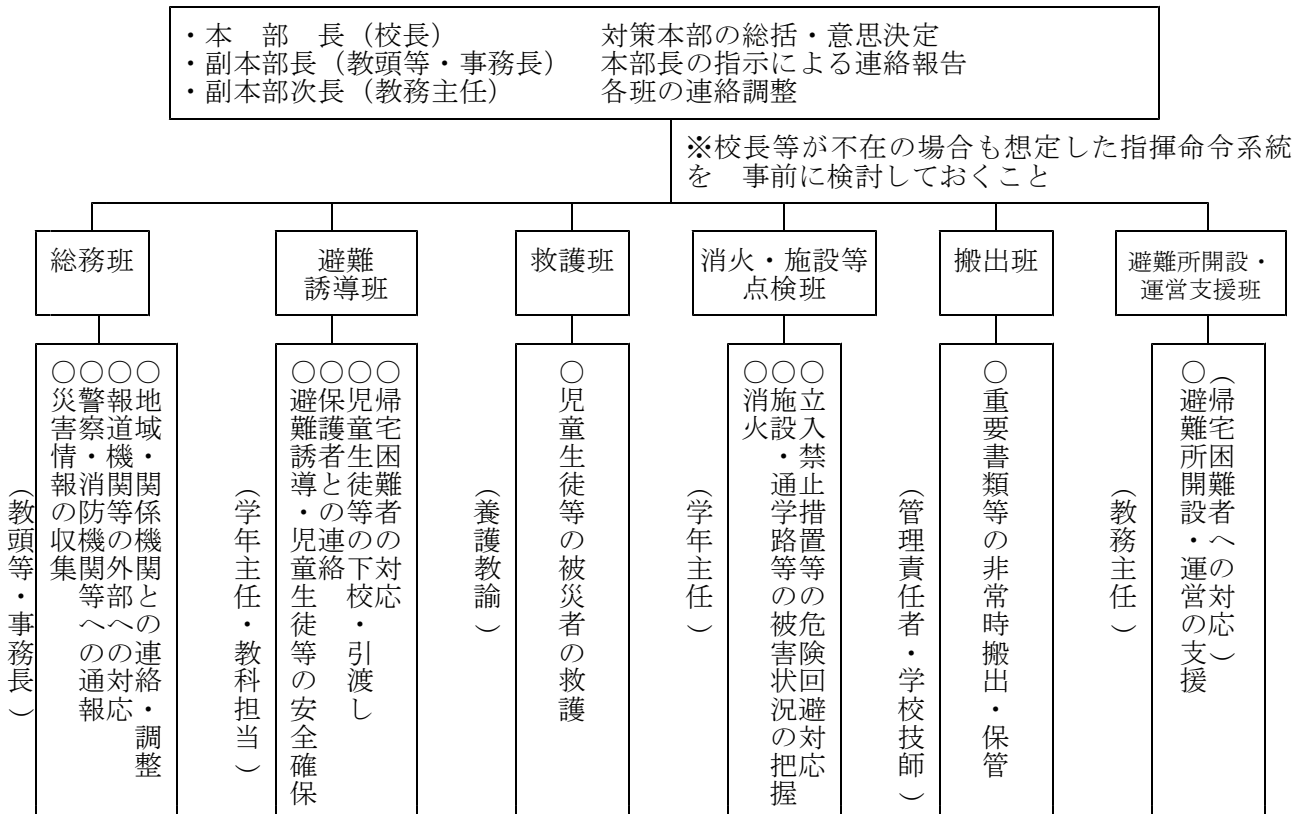
業務内容	震 度	動員区分
全教職員が災害対策業務に従事する。 (本人又は家族の負傷や、その他の出動できない事情がある時は免除)	震度 5 弱	初期動員 所属の 10%
	震度 5 強	一号動員 所属の 25%
	震度 5 強	二号動員 所属の 50%
	震度 6 弱	三号動員 全職員

※ 一号動員には初期動員が含まれ、二号動員には一号動員が含まれる。上位の区分の人数を上乗せすることは差し支えない。また少数の所属にあっては、二号動員を一号動員に吸収させることも差し支えない。少数の所属にあっては、初期動員については、管理職を含め最低 2 人以上指定する。

※ 個別発令とは、災害の種類や被害の状況等に応じて、その都度本部長が具体的に定めて行う発令をいう。また、夜間休日等の勤務時間外に震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、学校災害対策本部が自動的に設置されるものとする。

なお、動員については、距離・職位等を考慮し、学校の実状に応じ決定すること。

学校災害対策本部の組織



各 班 の 対 応

	職務内容	必要な備品等
総務班	○学校災害対応マニュアルをもとに各班に的確な指示・要請を行う。 ○すべての児童生徒等に状況を連絡する。 ○校内の通信網を確保する。 ○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集にあたる。 ○通信内容・決定事項・行動等を記録する。	○学校災害対応マニュアル ○学校施設配置図 ○ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機・発電機等 ○緊急活動記録日誌 等
避難誘導班	○災害の種類・程度に応じた的確な指示をし、児童生徒等を安心させる。 ○負傷者の程度を確認し、救護班に連絡する。 ○指定された避難経路や安全な経路により児童生徒等を避難させる。 ○集合場所でクラス単位に児童生徒等を整列させ、点呼を行う。 ○点呼の結果を本部に報告する。 ○負傷者・行方不明者を本部に報告する。 ○緊急事態がおさまるまで児童生徒等を監督し、情報を伝え、元気づける。 ○帰宅困難者を避難場所に誘導する。	○緊急連絡用（引渡し）カード 等 ○帰宅困難者用備蓄品
救護班	○応急手当をする。 ○負傷者の応急手当の状況を記録する。 ○被災者の場所を本部に報告し、必要に応じ応援を要請する。 ○被災者の場所を記録する。 ○児童生徒等の身体等を確認する。	○応急手当の備品 ○健康カード ○担架・毛布・水 ○バール・のこぎり ○A E D 等
消火・施設等点検班	○火災発生場所を確認し、状況報告をする。 ○小規模な火災の消火を行う。 ○非常持出品を搬出する。 ○点検結果を記録する。 ○常に複数で行動する。	○消火器 ○ヘルメット・のこぎり・革手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴 ○学校施設配置図 ○防災施設配置図 ○危険標識・立入禁止標識 ○道具箱 等
搬出班	○重要書類等の搬出・保管	○保管金庫 等
避難所開設・運営支援班	○市町村災害対策本部の要請を受け、校長の指示により避難所支援に従事する。 ○避難者の受入れをする。 ※避難者開放施設の安全点検・解錠する。 - 危険箇所・開放禁止箇所を立入禁止にする。 ○避難所設営の支援を行う。 ○避難者へ当面の諸注意を連絡する。 ※避難者名簿・食事・排泄・物資の供給等 ○ボランティア希望者を募集する。 ○避難者の対応を記録し、本部に報告する。 ○帰宅困難者用備蓄品の管理（管理簿）、運搬	○マスターキー ○ラジオ・バリケード・ロープ・テープ ○危険標識・立入禁止標識 ○学校施設配置図 ○避難者名簿 等

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。

消防防災計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえた組織を編成し、各学校の実状に応じた組織を編成し、周知徹底を図る。

① 安否確認

動員体制と安否確認（例）

動員体制	学区内震度	安否確認	児童生徒等在宅時		登下校時
			電話○	電話×	
なし	震度４以下	×	行わない		行わない
初期動員	震度５弱	状況により判断	電話連絡	家庭訪問 または 避難所訪問	通学路を たどって
一・二号動員	震度５強	○			
三号動員	震度６弱以上	○			

安否確認の内容（チェック項目例）

	氏 名	身体面		精神面			家族 の 安否	夜間の 居場所 (避難先)	損失等	
		病気	けが	要注意	配慮	S C 希望			制服等	学用品
1	〇〇 〇〇									
2	〇〇 〇〇									
3	〇〇 〇〇									
4	〇〇 〇〇									
5	〇〇 〇〇									

安否確認の方法（例）

①電話

- ・携帯電話
- ・固定電話（災害時優先電話の活用）
- ・災害伝言ダイヤルの活用

②インターネットの活用

- ・メール
- ・ホームページへの掲示

③家庭訪問

- ・不在時には自宅にメモを置く

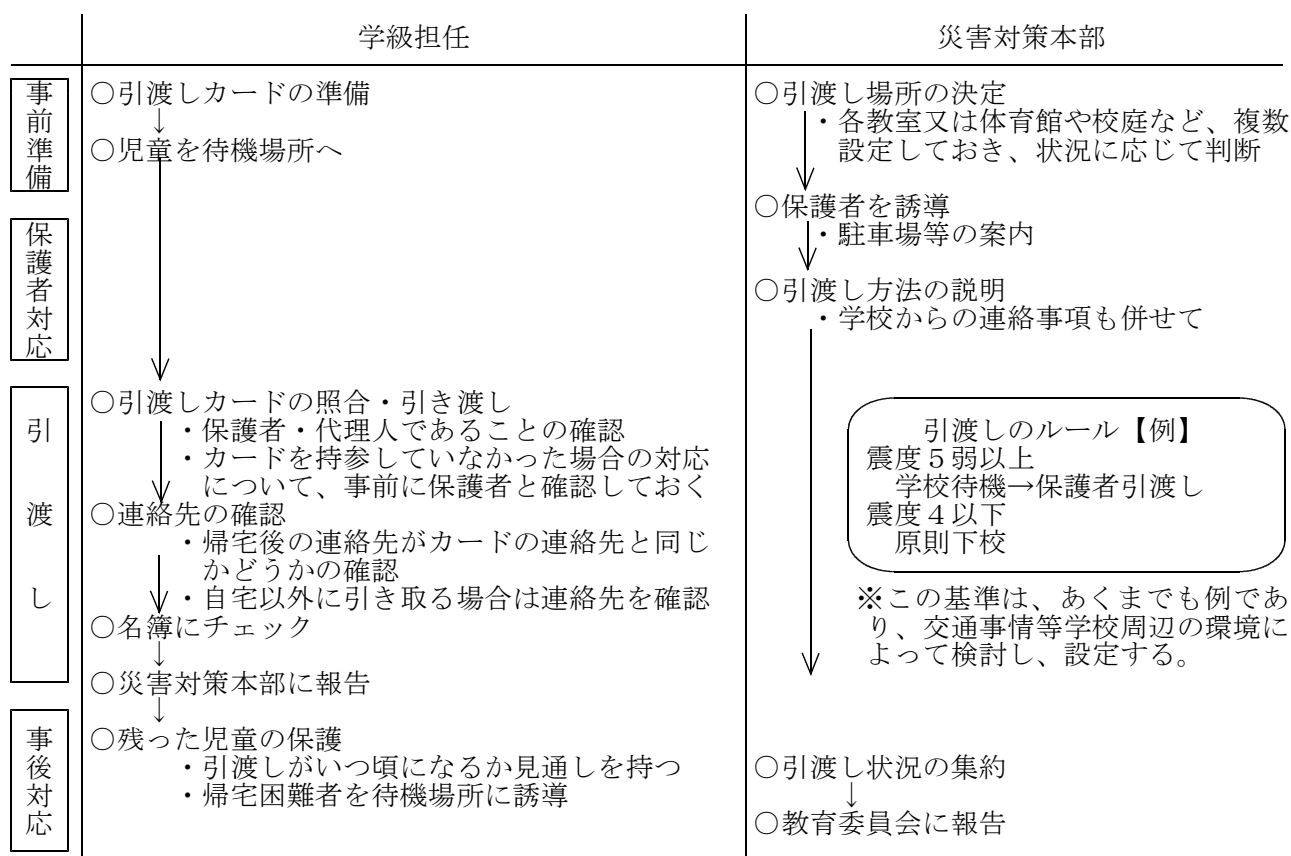
④その他（地域の団体や組織の活用等）

- ・消防の広報車や青パトを利用
- ・保護者間や自治会等の口頭による連絡
- ・校門の掲示物により連絡内容を周知

ひとつの手段に限定せず、連絡通信手段の複線化を図ること。

② 引渡し（待機）

引渡しの手順（小学校の例）



- 引渡しが可能であるかどうか（二次災害の危険の有無）。
- 校外において発生した場合、引渡し場所はどこが安全か。
- 校外での引渡しについては、あらかじめ引取り可能な場所を検討し、保護者に周知しておく。
- 待機場所についても、事前に安全が確保できる場所を複数設定しておき、発生時の天候等を考慮した上で決定する。

引渡しカード【例】

児童名	年 組 氏名	本 校 在 学 の 兄 弟 等	年 組 氏名 年 組 氏名
連絡先	自宅電話 携帯電話	自宅以外の連絡先（名称・電話）	
緊急時の引受人（学校に迎えに来る人・保護者以外の人も含む。）			
No.	引受人氏名	電話番号	本人との関係
1			
2			
3			
引渡し後の連絡先	氏名	電話番号	
主治医の連絡先	病院名	連絡先	
（備考） 事前の打ち合わせ事項（規定以下の震度における待機の希望の有無）や 引渡し時の児童生徒等の体調等を記入する。			

※ 裏面に自宅付近図を添付する。

③ 避難所開設・運営の支援

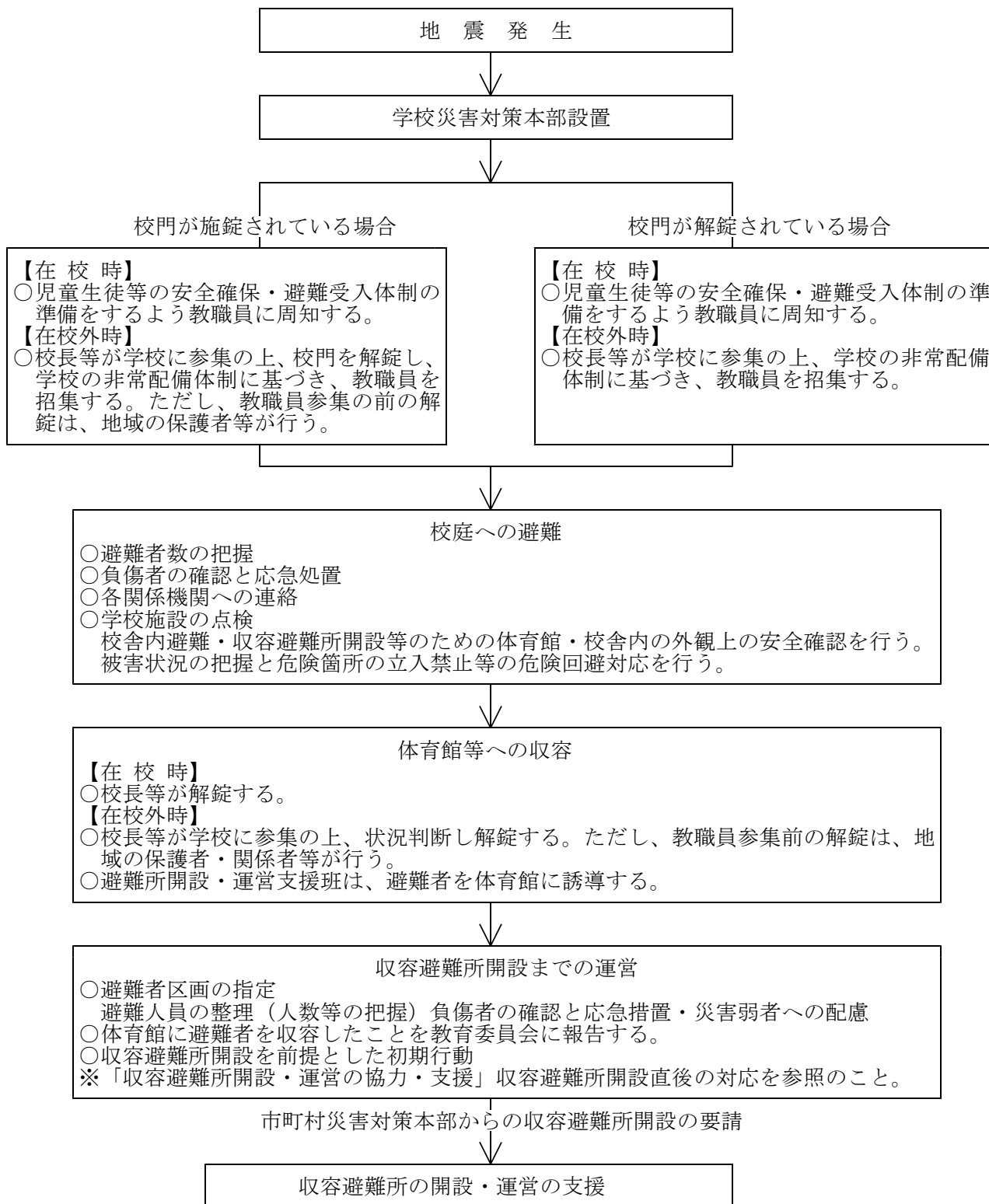
1 収容避難所開設までの協力・支援

地震発生により避難が必要な状況が発生し、指定避難所（本校）に住民等が自主避難する場合の収容避難所開設までの当面の対応については、次のとおりとする。

校長等は、その当面の対応について、速やかに教育委員会に報告する。

なお、避難所の開設・運営については、市町村・自主防災組織等との協議により、学校施設の利用計画を明らかにしておくものとする。

(1) 収容避難所開設までのマニュアル



以下、「収容避難所開設・運営の協力・支援」による。

(2) 収容避難所における学校施設の利用計画例

No.	利 用 目 的	利用予定場所
1	収容場所	体育館・普通教室（1階・2階）・校庭テント（予備）
2	管理運営所（連絡所）	職員室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	視聴覚教室
5	情報掲示場所	玄関・各昇降口・体育館入口
6	ゴミ集積場所	プール北側
7	仮設トイレ設置場所	校舎と体育館の間
8	救援物資集積・配布場所	武道館
9	臨時死体安置場所	図工室
10	仮設電話設置場所	職員室
11	風呂	トレーニングルーム（体育館）
12	更衣室	体育館更衣室
13	洗濯場所	武道館と体育館の間
14	物干し場	校庭南側
15	ペット置場	校庭北側
16	介護室	多目的室
17	喫煙場所	校庭西側
18	相談室	相談室
19	調理室	家庭科室
20	給水場所	体育館入口・体育館・武道館・水飲み場
21	緊急車両用駐車場	校長室前

※ 利用計画については、各市町村災害対策本部と協議の上、各学校の実態に応じ決定すること。

(3) 災害救援物資の備蓄状況例

ア 大規模災害における帰宅困難者対策のための備蓄品リスト例

No.	物 資	内 訳	場 所
1	保存用ビスケット	全生徒数×1食分(50食入り×○箱)	校舎備蓄倉庫
2	飲料水	全生徒数×1本(0.5リットル×24本入り×○箱)	〃
3	簡易トイレ	帰宅困難者数(50個入り×10箱)	〃
4	アルミ保温シート	500枚(50枚入り×10箱)	〃
5	生理用品	200個(100個入り×2箱)	〃
6	災害用発電機	2基	放送設備付近
7	カセットボンベ	36本(36本入り×1箱)	〃
8	LED ランタン	5台	校舎備蓄倉庫

※帰宅困難者対策として備蓄する備蓄品と、避難所開設等で扱う備蓄品を分けてリスト化すること。

イ 避難所開設のための備蓄品リスト例

No.	物 資	内 訳	場 所
1	アルファ米	1000食(50食入り×200箱)	校庭〇〇市備蓄倉庫
2	飲料水	1500リットル(0.5リットル×12本×250箱)	〃
3	簡易トイレ	500個(50個入り×10箱)	〃
4	アルミ保温シート	500枚(50枚入り×10箱)	〃
5	組み立て式トイレ	10基	〃
6	毛布	100枚(10枚入り×10箱)	〃
7	生理用品	200個(100個入り×2箱)	〃
8	LED 投光器	3台	〃
9	救急箱	3箱	〃
10	避難所開設準備品	1セット(避難所開設運営マニュアル等)	〃

※備蓄品の状況は、各市町村災害対策本部と協議の上、各学校の実態に応じ適正に算出・決定すること。

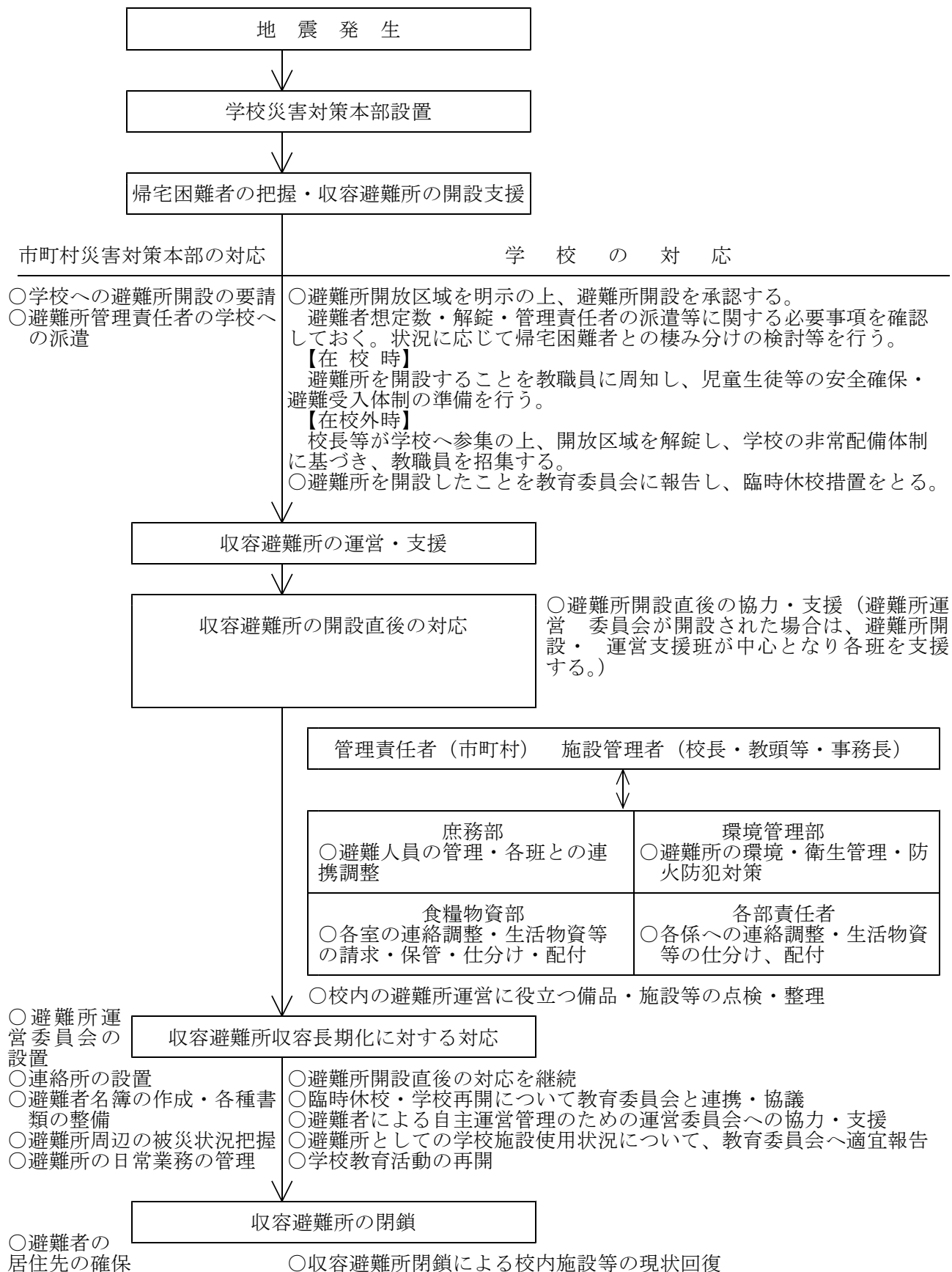
※市町村の備蓄品の使用については、手順や基準、使用後の報告や補填等について、毎年度当初に市町村担当者と打ち合わせを行うこと。

2 収容避難所開設・運営の協力・支援

校長等は、市町村災害対策本部から収容避難所の開設要請があった場合には、収容避難所として開放する校舎等の区域を災害対策本部と協議の上、決定する。

校長等は、自校を収容避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告の上、学校の臨時休業について協議する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割（収容避難所開設までの対応）

ア 校長等（施設管理者）の役割

- (ア) 避難所である校庭への避難に備え、校門の施錠状況を把握し、教職員のほか教職員参集前の解錠に対応する地域の保護者も含め、解錠体制の確認を行う。また、体育館についても同様に解錠体制を確認する。
- (イ) 避難者が校庭に参集している場合、雨天・荒天時等、又は災害の規模・被害状況等を踏まえ、校長（施設管理者）等の判断により、外観上の安全確認をした上で、一時的に必要な収容場所として、体育館等を開放し避難者の不安解消を図るとともに、無用の混乱防止に努め、応急措置を行う。
- (ウ) 災害の規模・被害状況等を踏まえ、収容避難所の開設を前提とした初期対応と避難所開設・運営支援班による運営を行う。
- (エ) 避難者数・災害弱者の存在の有無・開放スペース・避難状況等について、教育委員会に連絡する。

イ 避難所開設・運営支援班としての役割（「収容避難所の開設を前提とした開設直後の対応」に準じた当面の措置

- (ア) 初期ライフラインの確保
水道・電気・ガスについて、各関係機関と連絡をとりながら、初期ライフラインの確保に努める。
- (イ) 飲料水・生活水の確保
受水槽・高置水槽・プールの水の「ろ水器」によるろ過水を飲料水とする。
- (ウ) 電気・照明器具の確保
自治体関係部署に発電機の配備を依頼する。電力供給業者に供給情報を確認する。
校長は、ラジオ・懐中電灯・乾電池等を複数保管しておく。
- (エ) 燃料（ガス等）の確保
カセットコンロ・木炭等を利用する。火気の使用は、安全性に配慮しスペースを定めて使用区域を制限する。燃料の供給については、自治体関係部署に協力を依頼する。
- (オ) 備蓄物資の配給
 - a 市町村災害対策本部と協議し、避難者に配給する。
 - b 災害弱者や非常持出のない家庭を優先する。
 - c 配給時にトラブルがないようにする。
- (カ) 救援物資の受入れ
搬入予定時間・物資品目を確認し、受入手順を定め、受入作業には、避難者の協力を求める。
- (キ) 避難者の応急手当
- (ク) 高齢者等への配慮
高齢者優先を決め、トイレに近い居住区・物資の配給等に配慮する。
- (ケ) 障がいのある人達への配慮
障がいの状態等に応じたスペース・居住区・物資の配給等に配慮する。
- (コ) 避難者の連絡窓口・情報提供
広範囲の情報収集の一元化を図り、避難者への伝達をきめ細かく伝達する。テレビ・ラジオを設置する。
- (サ) 避難者名簿の作成
避難者名簿を作成し、避難所運営の効率化と秩序維持に努める。
- (シ) 仮設トイレの措置・維持管理
水が使用できない場合、花壇やグラウンドに穴を掘る等、仮設トイレを設置する。詰まったトイレは使用禁止にする。
- (ス) ゴミの処理
 - a 夏期は、細菌が繁殖しやすいので、特に衛生面に注意する。
 - b 可燃ゴミと不燃ゴミ等の分類を徹底させる。
 - c 集積所・焼却炉の担当者を明確にしておく。
 - d スプレー缶の爆発に注意する。
- (セ) 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検整理
- (ソ) その他、収容避難所の開設を前提とした当面の措置

(3) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割（避難収容長期化への対応）

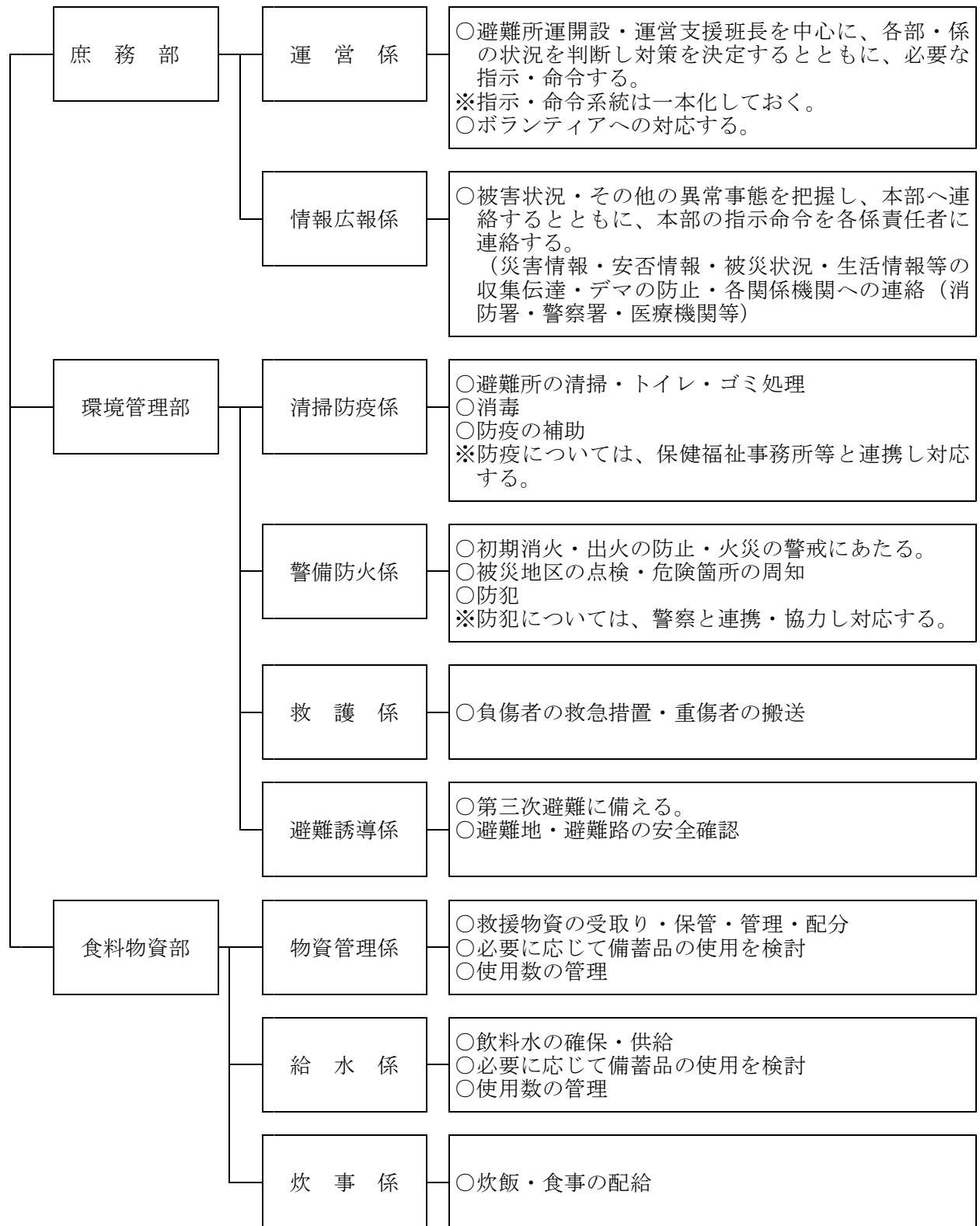
ア 校長等（施設管理者）の役割

- 避難収容が長期化する場合に収容避難所管理責任者に代わって、「各市町村地域防災計画」において想定される対応
連絡所の設置・避難者名簿の作成・各種書類の整備・避難所周辺の被害状況の把握・避難所日常業務の管理・避難所運営委員会の設置等

イ 避難所開設・運営支援班としての役割

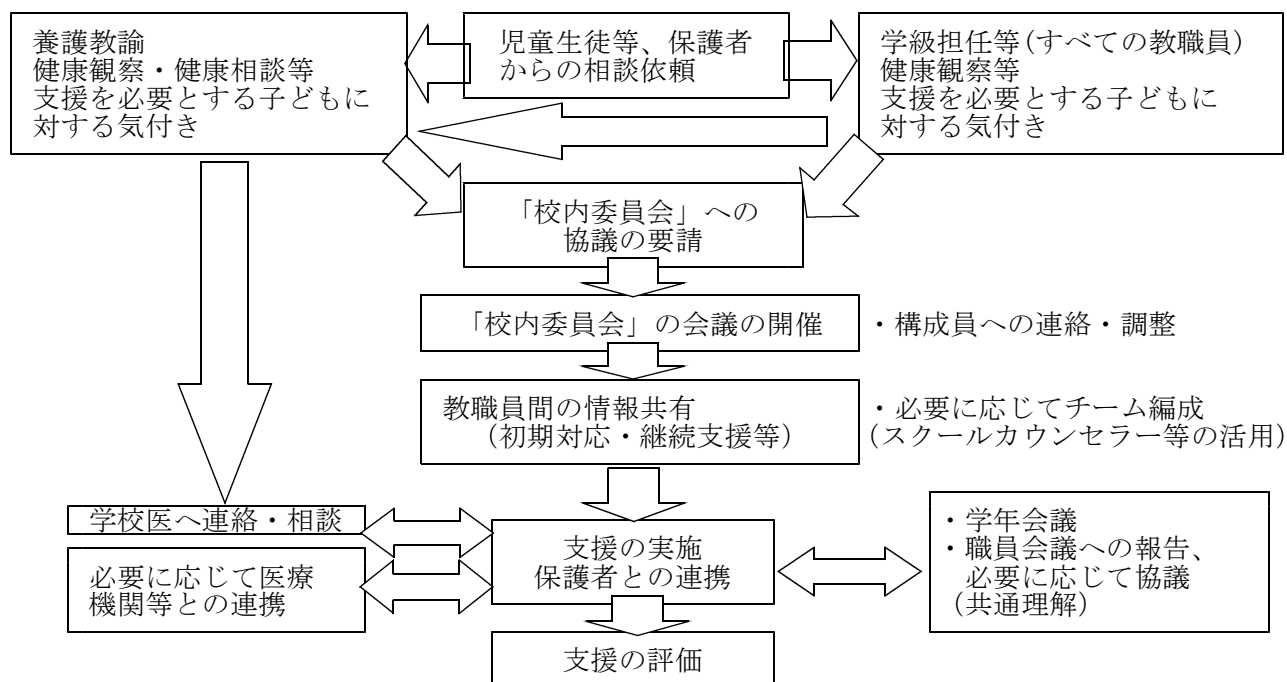
- (ア) 避難所開設直後の対応の継続
- (イ) 共同炊出しへの協力
- (ウ) 避難所内の秩序維持・盗難防止・防火見回り

(4) 避難所開設・運営支援班の設置例



④ 心のケア

心身の健康問題の組織的な進め方（例）

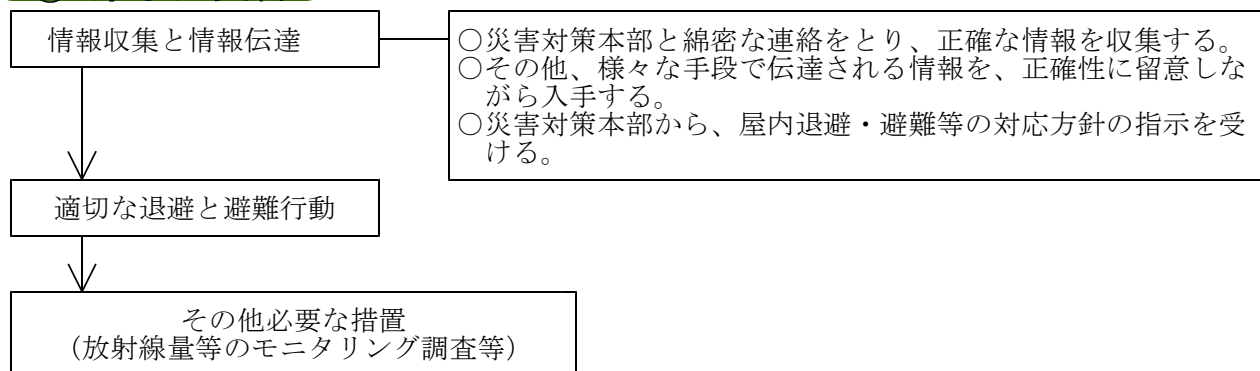


基本的な対応方法

- ①災害直後は、ふだんの生活のリズムが早期に回復するように支援する。
- ②子どもの心身の健康観察の徹底及び情報の共有を図り、問題の早期発見に努める。
- ③遊びと運動の機会を増やし、学校や家庭、地域社会での人間関係を良好にする。
- ④地域の復興活動や再建活動に参加できるように支援する。
- ⑤精神症状は、現れたり一時的に消失したりすることもあるので、長期間に渡る経過観察と支援を行う。

※具体的な対応については、「災害発生後の保健管理の手引き(群馬県教育委員会スポーツ健康課)」参照

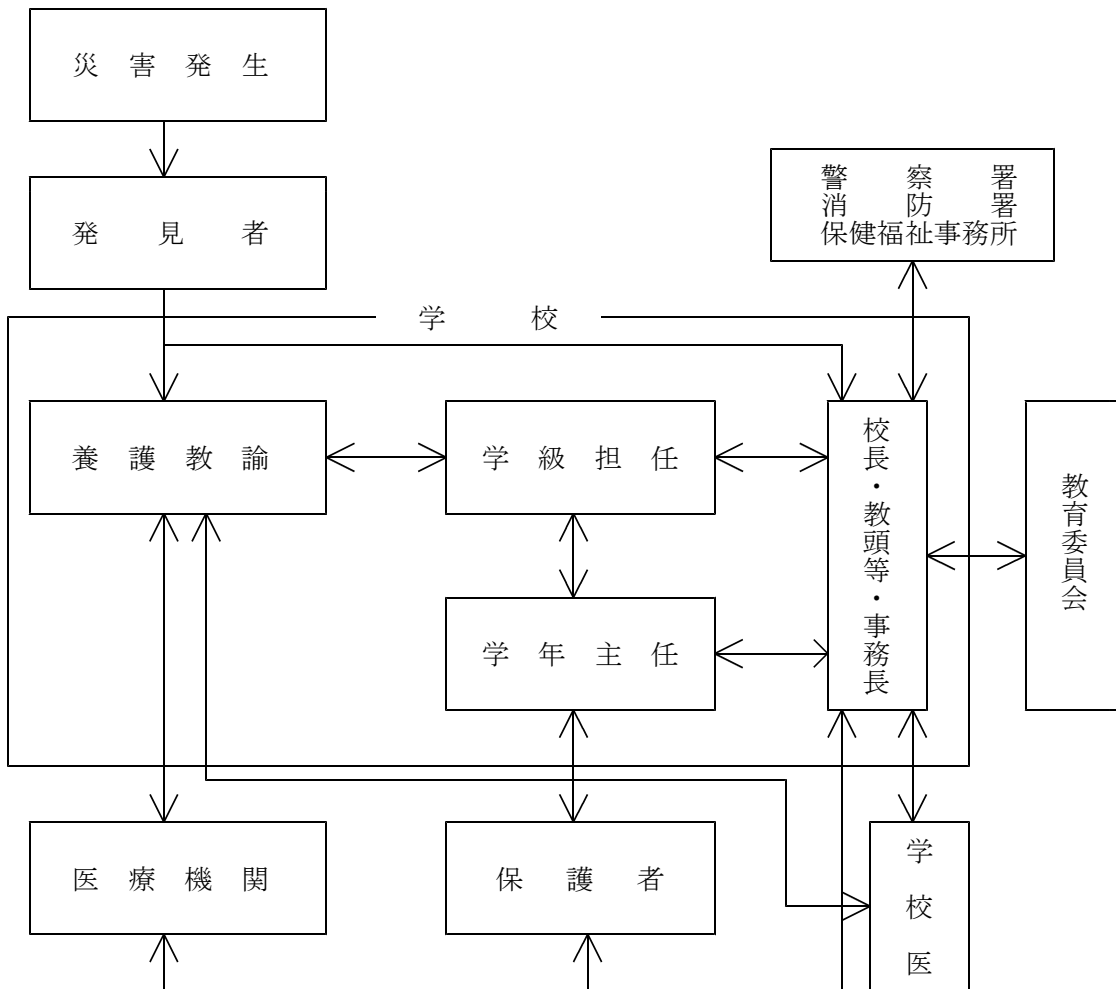
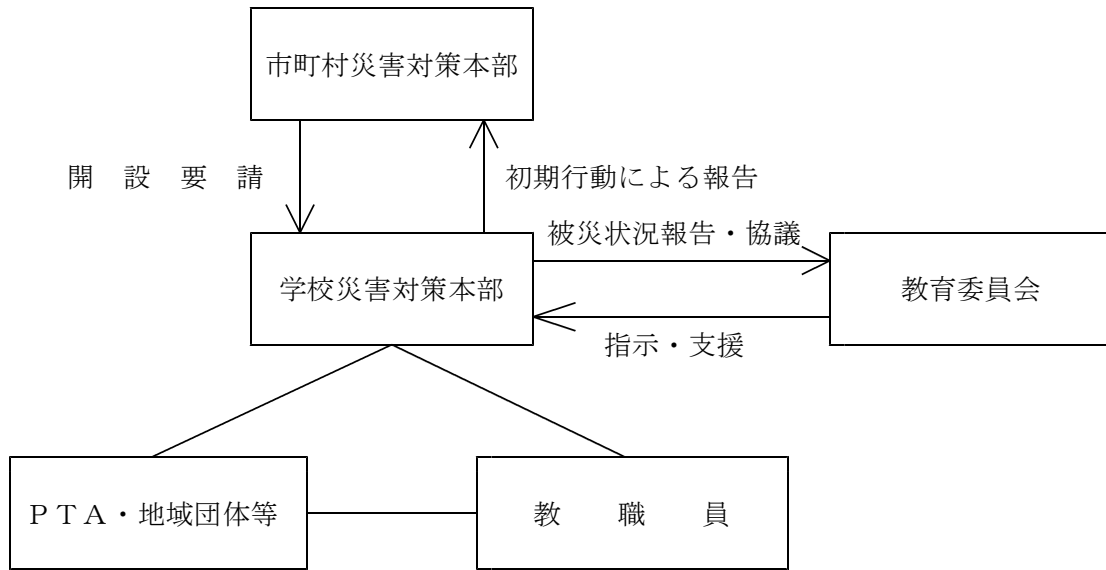
⑤ 原子力災害



- 学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。
- 災害発生時における県や市町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて、把握しておく。

4 その他（参考）

① 情報連絡体制



※ 体制図の中に各関係機関の電話番号等を記入し、誰でも閲覧できる場所に掲示しておくこと。

② 報道機関対応マニュアル

取材があった際は、誠意をもって対応し可能な限り取材に協力するよう心がける。
また、場合によっては、報道機関の取材前に積極的に報道発表していく姿勢も大切である。

1 対応の基本姿勢

- (1) 積極的な情報の公開
個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。
また、事実を隠蔽しているのではないかな等の誤解を生じさせないように、決して拒否的な態度はとらない。
ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。
※ 一方的に「取材に応じられない」といった対応は決してしないこと。
- (2) 誠意ある対応
報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- (3) 公平な対応
報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないよう公平に行う。

2 対応のポイント

- (1) 窓口の一本化
説明は、責任者（管理職等）が窓口となり対応する。責任者が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り責任者から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有する。
- (2) 報道機関への要請
取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、児童生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請する。

【例】

- 校地内への立入り可能場所について
 - 児童生徒等に対する取材の可否について
 - 取材場所及び時間について
 - 記者会見の予定について
- (3) 取材者の確認
報道機関から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録する。
 - (4) 取材意図の確認及び準備
あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成等する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているかな等の事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議を行う。
 - (5) 明確な回答
把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしない。
また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違っって説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。
 - (6) 教育委員会との連携
事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。
 - (7) 記者会見
取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。

③ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想される。

そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができる。

このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものである。

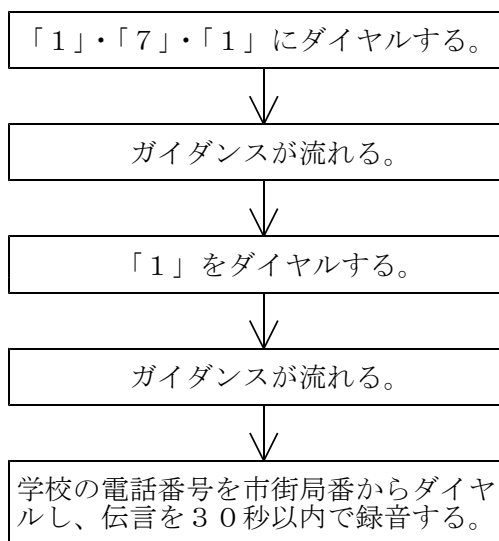
1 位置のお知らせ

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア（都道府県単位）等が知らされる。

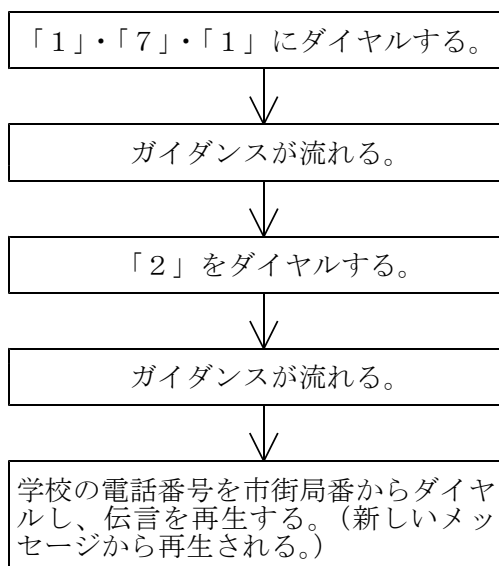
2 利用方法

固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となる。

(1) 伝言の録音（学校）



(2) 伝言の再生（保護者）



(3) 伝言の録音時間

1伝言あたり30秒以内

(4) 伝言の保存期間

録音時から48時間

(5) 伝言の蓄積数

1番号あたり1～10件